

# 担雪埋井号外編

平成23年 6月20日発行

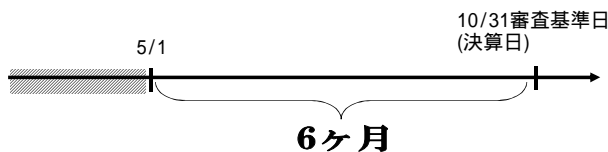
## 経営事項審査の改正等について

平成23年4月1日より経営事項審査の審査基準が改正されましたので、ご案内申し上げます。  
尚、今回の改正審査基準が適用されるのは平成22年9月決算以降の企業となります。既に当事務所にて経営事項審査を申請させて頂いた関与先様については、同審査基準に即しております。

### 1. 技術者に必要な雇用期間の明確化

技術者の名義借り等の不正を防止するため、評価対象とする技術者を「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある者」に限定されます。

また、高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者は、雇用期間が限定されていても評価対象に含まれます。



以前は審査基準日時点で技術者の在籍の有無を確認しておりましたが、今回の改正で左図の通り、審査基準日より6ヶ月超の雇用関係が必要となります。



### 2. 完成工事高の評点テーブルの上方修正

建設投資の減少により平均点が低下している完工高(X1点)及び元請完工高(Z2点)について、今年度の建設投資見込額のもとで平均点が制度設計時の平均点700点となるよう評点テーブルを補正し、全体としてバランスのとれた評価を行うとともに、適切な入札機会を確保することとなりました。

この措置により完工高(X1点)は平均点で約12点の上昇、元請完工高(Z2点)は平均点で約91点の上昇となります。

### 3. 建設機械の保有状況

地域防災への備えの観点から、建設機械抵当法に規定する「建設機械」の内、災害時に使用される代表的な建設機械(ショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベル)について、所有台数に応じて加点評価が行われます。(1台につき1点、最高15点)

尚、建設機械のリースが増えてきている現状を踏まえ、経審の有効期間(1年7ヶ月)中の使用期間が定められているリースについても、同様に取り扱われます。

### 4. その他地域建設業経営強化融資制度について

本制度が平成24年3月31日まで延長されました。制度の概要としては、下記の通りです。

- ・受注した公共工事の出来高が5割に達した場合、出来高に応じて融資が受けられます。その際の貸付金利は、事業協同組合等への助成措置により、低利となります。
  - ・未完成部分の施工に要する資金については、前払金の支払を受けている場合、保証会社の金融保証により、融資を受けやすくなります。
  - ・公共性のある民間工事を受注した場合も、新たに融資の対象となりました。(H22.12.22より拡大)
- 本制度の利用をご検討の際にはご相談下さい。

### 5. 最後に

今回の改正は、「ペーパーカンパニー等による不正な高得点の取得を防止するなど、企業実態をより公正・適正に評価できるようにする」ということを目的にしております。

又、併せて建設業許可を受けていない業者に対する取締りもますます強化していくようです。建設業法では、許可を受けていない業者だけでなく、許可を受けた業者であっても無許可業者から工事を受注した場合でも建設業法違反になるようです。

ますますコンプライアンスの重視が求められておりますので、取引業者の許可の有無等のご確認を宜しくお願い申し上げます。

尚、自計化システムのDAIC2をご利用頂いております関与先様については、経営事項審査対策で当該システムをご活用頂けますので、まだ未利用の場合にはご相談下さいませよう、重ねてご案内申し上げます。

1.担雪埋井とは「雪を担いで井戸を埋めると瞬時に雪は溶けてしまう。  
そうした、無駄だと思われるような事をコツコツ続けること・今は無駄だと思うことでも、決して諦めない努力・続けてゆく努力の事」を意味します。